

## 〔これまでの取組〕

本市における刑法犯認知件数が3万件に迫った平成14年当時は、ひったくりや自転車盗、車上ねらいなど、市民の身近で発生する犯罪が多発し、「危険水域にある治安情勢」と言われ、それまでの犯罪からの「安全神話」が大きく揺らぐことになった。

こうした中、犯罪から安全を取り戻すため、市民、事業者、行政等が協働して、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりのための取組を実施した。

## (1) 平成15年度から平成17年度までの取組

平成15年から平成17年までの3年間で刑法犯認知件数を平成14年対比で3割減少させるという目標を掲げ、市、市民、事業者、警察、関係機関が連携して、様々な取組を実施し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに取り組んだ。

この結果、平成17年の刑法犯認知件数は、平成14年に比べ37.6%減少しました。

## (2) 平成18年度から平成22年度までの取組

平成18年12月に条例に基づいて基本計画（第1次）（計画期間：平成18年度～平成22年度）を策定した。

この基本計画では、「本市の刑法犯認知件数を平成18年から平成22年までの5年間でピーク時（平成14年基準）の半減を目指す。」という目標を掲げ、市民、事業者及び行政等が協働して様々な取組を推進した。

この結果、平成21年の刑法犯認知件数は、平成14年に比べ52.5%減少し、最終年を待たずして目標を達成した。

## (3) 平成23年度から平成27年度までの取組

平成23年3月に条例に基づいて第2次基本計画（計画期間：平成23年度～平成27年度）を策定した。

この第2次基本計画では、「刑法犯認知件数が戦後最も少なかった昭和48年の12,774件を下回り、政令指定都市の中で人口千人当たりの刑法犯認知件数（犯罪率）が最も少ない都市を目指す。」という二つの目標を掲げ、基本方針として①防犯意識の高いひとづくり、②防犯力の高い地域づくり、③犯罪の起こりにくい環境づくり、④犯罪被害者等への支援体制づくりを挙げ、様々な取組を推進した。

この結果、平成26年の刑法犯認知件数は、10,349件にまで減少したが、犯罪率は政令指定都市の20都市中、少ない方から7番目であった。

## (4) 平成28年からの取組

平成28年3月に第3次基本計画（計画期間：平成28年度～令和2年度）を策定した。

この基本計画では、「刑法犯認知件数を、7,500件/年以下とするとともに、『体感治安が5年前と比べ良くなった』と感じる市民の割合を、25%以上とする。」という二つの目標を掲げ、第2次基本計画に引き続き、四つの基本方針を挙げるとともに、三つの重点施策を挙げ、市民、事業者及び行政等が協働して様々な取組を推進した。

この結果、令和元年の刑法犯認知件数は、7,191件で目標を達成したが、体感治安は、9.5%であった。